

山形県景観形成審議会条例をここに公布する。

山形県景観形成審議会条例

(設置)

第1条 山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)及び山形県景観条例(平成19年12月県条例第69号)の規定によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県景観形成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年2月8日から施行する。

(山形県屋外広告物条例の一部改正)

2 山形県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(山形県景観条例の一部改正)

3 山形県景観条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に山形県屋外広告物審議会又は山形県景観審議会に諮問されている事項については、審議会に諮問されているものとみなす。